

京都市告示第167号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成26年6月2日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
桂御所第二公園	西京区桂御所町1番83	告示の日

(建設局北部みどり管理事務所)